○警察署協議会規則

平成１３年５月１１日
公安委員会規則第８号

警察署協議会規則をここに公布する。

警察署協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、警察法（昭和２９年法律第１６２号）第５３条の２第４項並びに警察署協議会条例（平成１３年山口県条例第２号。以下「条例」という。）第４条及び第９条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の議事の手続、その委員の定数その他協議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（定数）

第３条　条例第４条に規定する員数は、次の表の上欄に掲げる協議会の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める員数とする。

(1) 山口県岩国警察署協議会、山口県山口警察署協議会、山口県宇部 警察署協議会及び山口県下関警察署協議会	１５人
(2) 山口県周南警察署協議会	１３人
(3) 山口県防府警察署協議会及び山口県萩警察署協議会	１０人
(4) 山口県柳井警察署協議会及び山口県長府警察署協議会	９　人
(5) 山口県山口南警察署協議会及び山口県山陽小野田警察署協議会	８　人
(6) 山口県光警察署協議会	７　人

(7) 山口県下松警察署協議会	６ 人
(8) 前各号に掲げる協議会以外の協議会	５ 人

（その他）

第４条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成１３年６月１日から施行する。

附　則　（平成１５年３月２５日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成１５年４月２１日から施行する。

附　則　（平成１７年５月１９日公安委員会規則第１０号）

この規則は、平成１７年６月１日から施行する。

附　則　（平成１８年３月３１日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則　（平成１９年６月１日公安委員会規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成２０年３月２８日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成２０年５月１２日から施行する。

附　則　（平成２１年３月３１日公安委員会規則第１号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則　（平成２１年５月１日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成２１年６月１日から施行する。